

川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館における博物館実習生
受け入れに伴う費用の徴収に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるものを除くほか、川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）第12条及び川崎市立日本民家園使用規則（昭和51年川崎市教育委員会規則第11号）第7条第3号並びに川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）第11条及び川崎市青少年科学館使用規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第11号）第7条第3号の規定に基づき、川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館において学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学及び専修学校（以下「大学等」という。）が派遣する実習生を受け入れる場合に徴収する費用（以下「受講料」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(実習生の範囲)

第2条 受け入れの対象とする実習生は、博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員の資格取得に必要な大学等における単位を修得するための実習生とする。

(受講料の徴収)

第3条 受講料は、実習生を派遣する大学等から徴収するものとする。

2 受講料の額は、その対象となる施設ごとに、実習生1人につき5,000円とする。

(徴収の時期及び方法)

第4条 受講料は、実習初日に徴収するものとする。

2 既納の受講料は、返還しない。ただし、受け入れ側の事情により、実習

日程の5割以上が実施不可能となる場合は、受講料を返還することとする。

(その他必要事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、実習費の徴収に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。